



(2) 確定拠出年金制度とは

「確定拠出年金制度」は、確定拠出年金法という法律で定められている制度です。拠出された掛金は、個人ごとに明確に区分されていて、掛金とその運用収益との合計額をもとに年金給付の金額が決定される年金制度です。運用については、いくつか提示された運用商品から従業員本人が選び、運用指図をしますから、選んだ運用商品によっては、掛金の合計額を割り込むこともありえる制度です。運用商品は、預貯金、公社債、投資信託、株式、信託、保険商品など、があります。

この制度は、「企業型年金」と「個人型年金」の2つの制度があります。企業型年金は、確定拠出年金制度を実施している企業に勤務する従業員が加入できるものです。企業型年金規約の承認を受けた企業のみ実施することができます。

確定拠出年金制度の掛金は、事業主が掛金を拠出することになりますが、規約に定められた場合には、従業員本人も掛金を拠出することができます。拠出金には限度額が設定されています。厚生年金基金等の確定給付型の年金制度に加入していない企業では、